

ポインセチア苗の *Meloidogyne enterolobii* に係る輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物である *Meloidogyne enterolobii* (線虫の一種) については、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表1の2の8項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年11月、*Meloidogyne enterolobii*が規則別表1の2の8項で対象植物として規定されていないポインセチア (*Euphorbia pulcherrima*) を寄主植物とすると判断できる科学的根拠を入手。

2. 緊急の暫定措置

*Meloidogyne enterolobii*がポインセチアを寄主植物とすると判断できる科学的根拠が得られたことを受け、当該線虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、ポインセチアを対象に、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表1の2の8項に掲げる地域から輸入される、ポインセチア (*Euphorbia pulcherrima*) (検査証明書にトウダイグサ属 (*Euphorbia*) と記載されたものを含む。) 生植物の地下部

(2) 対応を行う期間

令和3年12月15日から当面の間

(3) 検定

輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施